

総社市創業助成金 Q&A

質問	回答
この助成金で「創業」の定義を教えてください。	次のいずれかに掲げる行為をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> • 事業を営んでいない個人が新たに事業を開始すること。 • 事業を営んでいない個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。 • 会社が自らの事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始すること。 (産業競争力強化法第2条第30項のとおり)
既に創業（開業届提出済、法人設立登記済）していますが、助成対象となりますか。	令和8年4月1日以降に創業した場合は対象となりえます。
実際にお店を始めたのは令和8年度になってからですが、既に開業届（又は法人設立届出書）を提出し、開業日（又は会社の成立年月日）が令和7年度中の日付となっている場合、対象となりますか。	創業した日は、開業届に記載した開業日又は登記事項証明書に記載された会社の成立年月日で判断しますので、ご注意ください。なお、左記のケースは対象外となります。
休業している事業を、新代表者の元で復活させ、事業を行う場合は対象となりますか。	対象外となります。
一度廃業した者が申請することは可能ですか。	新たに創業する前に一旦廃業していることが確認できる書類があれば可能です。ただし、助成金の交付は同一の対象者につき1回限りです。
同一人物が2事業（2社）の助成金申請はできますか。	助成金の交付は同一の対象者につき1回限りです。
特定創業支援等事業とは何ですか。	産業競争力強化法第2条第33項に規定する「創業支援等事業のうち、特に創業の促進に寄与するもの」を言います。 具体的には、認定連携創業支援等事業者が創業希望者等に対して1か月以上継続して行う支援で、創業に必要となる「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」の4つのテーマ全ての知識が身につく事業です。 対象事業一覧は、チラシを参照してください。
法人の場合、代表者以外の者が申請しても良いですか。	代表者名で申請していただく必要があります。そのためにも、代表者が特定創業支援等事業による支援を受ける必要があります。なお、申請書類の提出や事務連絡などの手続きは代表者以外の方が行ってもかまいません。

質問	回答
法人が共同代表者の場合、申請者の記載は複数名の記載となりますか。	申請者の記載は1名で構いません。ただし、その方が特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けた者でなければなりません。
個人事業として創業した場合、創業を証明する書類は何か必要でしょうか。	創業が確認できる書類として、開業届写し（電子申請の場合「メール詳細（受信通知）」を受付印の代用として提出可）などの提出が必要です。
提出書類のうち、創業計画書はなぜ必要ですか。	創業する事業が、十分な調査研究に基づく計画性があるもので、継続する見込みがある事業かどうかを確認するために必要です。
創業計画書は日本政策金融公庫様式により作成しなければなりませんか。	可能であれば公庫様式により作成をお願いします。ただし、必ずしも公庫様式でなくても、公庫様式に準じたものであればOKです。なお、小規模事業者持続化補助金〈創業型〉の事業計画書など、公庫様式の創業計画書の内容が包含されているものでも可とします。
国、県等の補助金等に採択されている場合、本助成金の給付を受けることはできますか。	他の補助金を受けている場合でも本助成金の交付を受けることはできます。ただし、国、県等の補助金等の採択要件において、他の補助金等の交付を受けることを禁止されている場合が考えられますので、併用する際には担当の部署等へ確認をお願いします。
空き店舗や空き家を改修して店舗を構え、事業を行う者を支援する「そうじゃ商人応援事業補助金」との併用はできますか。	可能です。 ただし、そうじゃ商人応援事業補助金は、改修工事の着工よりも前に申請書の提出が必要となりますので、ご注意ください。詳しくは、人口増推進課にお問い合わせください。